



令和4年

第2回定例会

第103号

町議会 だより

6月7日招集の第2回定例会は、3日間の会期を定め開会されたが、会期を1日残した8日までの2日間で行われた。新型コロナウイルス感染予防対策に関しては、会期中の検温や手指消毒の徹底、さらにマスクをして発言することや席間のアクリル板の設置など継続することを議会運営委員会で決定し、それらに対応した中で開催された。町からの議案としては、専決処分事項などの報告3件、条例の一部改正など単行議案10件、令和4年度各会計補正予算2件、人事案件3件の合計18件が提出され、議会からは意見書案1件を提出し、それぞれ審議し、承認・可決・同意した。一般質問については、4人から7問が行われ、町への提案を含む活発な議論が行われた。

審議のあらまし

専決処分事項の報告

■ 町税条例及び町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（報告第2号）

「地方税法等の一部を改正する法律」等の改正に伴う町税条例の改正で、住宅ローン控除の延長、省エネ改修工事に係る固定資産税減額措置の拡充、DV被害者等の保護に係る特例措置として、固定資産課税台帳に「住所に変わる事項」を記載、固定資産税（土地）の負担調整措置について、激変緩和措置として令和4年度に限り商業地等の課税標準額の上昇幅を2.5%に軽減することなどを行うもの。

■ 令和3年度弟子屈町一般会計補正予算について（専決第2号）

（報告第3号）

歳入歳出予算からそれぞれ2億1千323万4千円を減額し、総額を161億4千17万4千円とした。事業等の確定に伴う減額や、ふるさと納税の増額に伴う費用、畜産・酪農収益力向上整備等対策事業費や除雪費用などの追加。さらに特別交付税などの確定や、繰越明許費の追加・変更、地方債の変更などを計上。

専決処分（せんけつしよぶん）の報告

専決処分とは、本来、議会の議決を経なければならぬ事柄について、市町村長が議会に代わって意思決定を行うことをいう。ただし、専決処分した場合は、次の議会で報告し、議会の承認を求めなければならない。

地方自治法第179条

■ 令和3年度弟子屈町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

（報告第4号）

令和3年度に予算計上された事業が年度内に完了できず、翌年度に繰り越した金額が確定したことによる報告。今回繰り越した事業は、「社会保障・税番号システム整備事業」「新型コロナウイルス経済支援費」「新型コロナウイルス子育て臨時給付事業」「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」「企業振興促進事業」「新型コロナウイルス教育支援費」の6事業。繰越額の合計は、3億6千5万3千円で、財源の内訳は未収入特定財源が国費2千385万円、道費2億5千517万6千円、地方債が1千940万円。

《緑越明許費(くりこめいきよひ)》

地方公共団体の予算は会計年度独立の原則により、毎年度の歳出(支出)はその年度の歳入(収入)をもって充て、これを翌年度に繰り越して使うことができない。しかし、特別の事情によって年度内に事業が完了することができない場合、例外として翌年度に繰り越して経費の支出ができることとしている。

地方自治法第213条

条例の一部改正など

■北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (議案第36号)

■北海道市町村総合事務組合規約の変更について (議案第37号)

■北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について (議案第38号)

北海道町村議会議員公務災害補償等組合ほか右記2組合に、「上川中部福祉事務組合」が新たに加入したことに伴う規約の変更を行うもの。

■釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について (議案第39号)

釧路公立大学が令和5年4月1日からの公立大学法人への移行に向け、同事務組合の共同処理をする事務及び規約の変更が必要となったこと

とから、議会の議決を経て当町を含む関係地方公共団体(釧路市・釧路町・厚岸町・浜中町・標茶町・鶴居村・白糠町)が協議するもの。

■弟子屈町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について (議案第40号)

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に伴う過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用するため、過疎地域持続的発展市町村計画に新規事業の追加が必要となったことから、同計画の変更を行うもの。今回はワイナリー建設事業と川湯保育園整備事業を追加。

■弟子屈町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (議案第41号)

令和4年度分の介護保険料を新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の収入の減少が見込まれる第1号被保険者に対して、特例で保険料が減免できるよう改正するもの。

■弟子屈町企業振興促進条例の制定について (議案第42号)

現状に合わせた企業等への支援対策を行い町内の経済活性化を図るため、旧制度から宿泊業再生事業補助金の支援内容を拡充すると共に、補助率、対象経費の算定方法、交付基準等を見直し、条例を新たに制定す

るもの。

■敷島団地公営住宅L棟建築主体工事請負契約について (議案第43号)

契約の目的/敷島団地公営住宅L棟建築主体工事

工事の場所/川湯温泉5丁目

契約の方法/指名競争入札

契約の金額/8千734万円

契約の相手方/近藤・畑中特定建設工事共同企業体

工 期/契約締結の翌日から180日間

■釧路団地公営住宅4号棟建築主体工事請負契約について (議案第44号)

契約の目的/釧路団地公営住宅4号棟建築主体工事

工事の場所/美里4丁目

契約の方法/指名競争入札

契約の金額/8千349万円

契約の相手方/ホクセイ・熊谷特定建設工事共同企業体

工 期/契約締結の翌日から180日間

■町道路線の認定について (議案第45号)

都市計画街路事業により残存した旧道を北海道からの移管に合わせ、地域の生活道路として利用されていることから、町道に認定するもの。

補正予算

令和4年度一般会計及び下水道事業特別会計の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案可決すべきものと決定され、本会議に報告の後、可決された。

※補正予算の額はP3上の表のとおり。

◎補正予算の主な内容

■令和4年度一般会計補正予算(第3号) 議案第46号

歳入歳出予算にそれぞれ3億9千272万8千円を追加し、総額を145億5千630万9千円とした。

補正の主なものは、川湯ゲートボール場除却工事やペットボトル処理施設建設工事、仁多地区営農用水配水管新設工事、サステイナブルな観光コンテンツ造成・発信業務、川湯温泉廃ホテル解体設計業務などの追加を計上。

■令和4年度下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第47号

歳入歳出予算にそれぞれ960万円を追加し、総額を3億2千383万7千円とした。歳入では下水道債の増額、歳出ではマンホールポンプ所修繕工事費の増額を計上。

令和4年度 各会計補正予算

区分 会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	141億6,358万1千円	3億9,272万8千円	145億5,630万9千円
下水道特別会計	3億1,423万7千円	960万0千円	3億2,383万7千円

意見書

左記意見書案が会議規則第13条の規定により提出され、可決された。
6月13日付で衆・参両院議長及び関係大臣宛に提出した。

■森林・林業・木材産業によるグ

リーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
(意見書案第1号) 提出者/武山秀樹議員 賛成者/三上 務議員

議員の派遣

北海道町村議会議長会主催による議員研修会、議会広報研修会への派遣が左記のとおり承認された。

① 町村議会議員研修会

日時/7月6日(水)～7日(木)
場所/札幌市
対象/全議員

② 議会広報研修会

日時/8月22日(月)～24日(火)
場所/札幌市
対象/議会広報編集特別委員会委員(4議員)

人事案件

■釧路町村公平委員会委員の選任について(議案第48号～50号)

現委員の任期満了に伴い、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案され同意。

△選任された委員

- ・ 及川 晃仁 氏(釧路町)
- ・ 山本 節子 氏(弟子屈町)
- ・ 中尾 義行 氏(鶴居村)

令和4年 第2回臨時会 (令和4年4月25日)

令和4年第2回臨時会が開催され、単行議案2件と令和4年度一般会計補正予算並びに議会からの決議案1件の議案を審議し、原案どおり可決し閉会した。

単行議案

■川湯保育園建設予定地造成工事(旧青少年会館解体工事) 請負契約について(議案第32号)
契約の目的/川湯保育園建設予定地造成工事
(旧青少年会館解体工事)

工事の場所/川湯温泉4丁目
契約の方法/指名競争入札
契約の金額/6千897万円
契約の相手方/開成建設工業株式会社

工期/契約締結の翌日から89日間

■損害賠償の額を定めることについて(議案第33号)

美里4丁目において、本町職員が運転する道路パトロール車が後退した際、後方に停止していた一般車両と衝突し、損傷を与えてしまった損害を賠償するもの。賠償額は、全国自治協会自動車損害共済より全額給付。
・ 損害賠償額 25万580円

補正予算

◎補正予算の主な内容

■令和4年度一般会計補正予算(第2号) 議案第34号
歳入歳出予算にそれぞれ672千円を追加し、総額を141億6千358万1千円とした。今回の補正は、車両事故に伴う自車の修理費用と損害賠償金、それらと同額の歳入の保険金を計上。

決議

左記決議案が会議規則第13条の規定により提出され、可決された。

■ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について(決議案第1号) 提出者/高橋正秀議員 賛成者/高砂弥生議員

令和4年 第3回臨時会 (令和4年5月26日)

令和4年第3回臨時会が開催され、条例の一部改正1件についての議案を審議し、原案どおり可決し閉会した。

■弟子屈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(議案第35号)

被保険者間の税負担の公平性の確保と低所得世帯や中所得世帯の税負担の軽減を図る観点から、国保税の課税限度額を引き上げるもの。

令和4年第2回定例会・予算特別委員会 令和4年度補正・総括質疑

一般会計

弟子屈高校の存続について

問 (鈴木委員) 高校配置計画の変更において、道教委は、弟子屈高校を令和5年度から地域連携特例校の導入を検討している。高校存続に向けて、町をあげてどう対処すべきか、経済的支援等を含め検討していくことが重要であると考えますが、町の見解を伺う。

答 地元からの進学率が50%を切っており、地域連携特例校を導入しなければ高校を残していけないような状況になってきているため、公設塾の活用や財政支援を含め中学生や保護者、さらに町民が一丸となって弟子屈高校進学への理解を得る方策を講じた

い。



弟子屈高校

新型コロナウイルス副反応への対応について

問 (三上委員) ワクチン3回目を終え、副反応で発熱した方が多い印象があるが、接種にあたって解熱鎮痛薬の処方など対応はあったのか。

答 3回目の接種については、モデルナ社のワクチンを使用していた。1、2回目のファイザー社より副反応が多いことは指摘されていたため、医師より市販の解熱鎮痛薬の使用について説明しており、処方をするのではない。健康被害などの相談がある場合には、役場健康子ども課で対応をしている。

ワクチンの接種状況について

問 (高橋委員) 2回接種者と3回接種者の割合と4回目接種の周知方法について伺う。

答 1回目・2回目の接種者は約90%の5,700人。3回目は10%程度少ない5,200人である。4回目接種者は5ヶ月以上の経過が必要で、対象者には事前に接種時期を周知する。

修武館におけるスポーツ少年団活動について

問 (高橋委員) 修武館を活動の場として、スポーツ少年団の活動状況と環境の整備について伺う。

答 柔道・剣道の3団体が活動し、いずれの団体も指導者が中心となり練習に励んでいる。施設の整備については財政的な問題もあるが、全面的に取り組む考えである。



修武館

住民票等のコンビニ交付について

問 (萩原委員) 当初予算で計上されたコンビニ交付は、現役世代には生活のインフラとしても切望する声も聞こえる。現時点での準備の状況や、今後の周知等はどう行うのか。

答 マイナンバーカードの普及率100%を目指すという国の

指針に合わせ、コンビニ交付も進めている。運用の目処が付いた時には、広報紙や公式YouTubeにて周知を行う他、実際の交付についての説明会も開催したいと考えている。

令和4年度補正・総括質疑 下水道事業特別会計

マンホールポンプ所修繕工事について

問 (高橋委員) 今回、修繕工事が行われる場所以外の、他の水道施設の点検や、設備の耐用年数の把握はどのようになっているか、状況を伺う。

答 今回、修繕工事を行ったのと5カ所ある。常時メンテナンスを監視しており、今回の修繕もその中で見つけたものである。安全に管理をしながら、15年を目途に計画立て、交換を予定している。



一 般 質 問



文化センター管理棟

また、各施設において使用可能な物品類は売

小川 議員

摩周観光文化センターの管理運営の改善について

「計画的に整理、修繕を行い、有効活用に向け取り組む」



小川 義雄 議員

問

摩周観光文化センターには、多種多様な施設があるが、耐用年数を経過しているものもあり、定期的な現場の巡視や確認などが、より必要と思われるが、管理体制を改善すべきと思うが方針を伺う。

答

副町長答弁

当該施設の管理運営については、直営と委託管理に分けて行っている。各野外施設は、社会福祉協議会に委託しており、6月から管理運営をしていく予定である。管理棟横の倉庫など備品については、処分を含め6月中には終了する予定である。加えて、施設周辺に置かれている物品についても順次整理を進める。

個別施設管理基本計画では、文化センターは2035年まで利用していく予定であり、今後においても計画的に修繕等を行いながら、有効活用に向け取り組んでいく。

小川 議員

生理用品の支援について

「他の自治体の例を参考に検討する」

問

厚労省の調査結果によると、生理用品の購入に苦労した経験があると答えた人は、8・1%であった。中でも20代以下が12%強と若年層が目立っている。低収入の方ほど困難に直面しており、男性中心の社会の偏見、無理解であると指摘されている。全国の自治体においても、生理用品の無料配布が実施されている。学校現場では、保健室に生理用品は備蓄

答

教育長答弁

町内の小中学校の保健室において、生理用品は配備しており、修学旅行や校外学習の際にも準備している。今後の学校現場での対応については、他の自治体の例も参考に検討する。

小川 議員

公営住宅の管理運営について

「適正な施設管理を執り進めていく」

問

平成30年の公営住宅個別施設官営計画策定時には、入居率0%は12棟であったが、これらの解体作業計画を明示してほしい。また、退去する際は、担当者も現地を確認し、入居者の廃棄するものなどを入居者自身が処理するよう指導するべきと思うが如何か。

また、泉団地（1〜6号棟）は、平成5〜10年までの計画で建設されたが、1階に居住している方が、2階に子供と生活されている世帯からの振動で生活に支障を受けているのが現状であり、振動吸収マットを活用してはどうか伺う。



泉公住

答 副町長答弁

解体作業計画では、令和4年、5年において、旧泉ヶ丘団地及び敷島団地の6棟全てを除却する予定である。今後、湯の川団地は、令和6年度より令和9年度の間で完了する計画であり、将来的に管理戸数を579戸から405戸へ

削減する目標である。入居者が退去する際の対応については、退去検査を実施し確認を行っている。また、泉団地の振動については、年間1、2件の相談が寄せられているが、規則等の遵守等、新規入居者や既存の入居者に対し、定期的な通知を実施し、誰もが安心して快適に暮らせる居住空間を目指し、適正な施設管理を執り進めていきたい。

大道 議員

中学校の部活動について 「部活動の役割を再認識し、 人材バンクとの連携を図る」

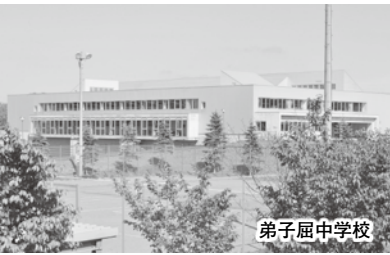


大道 賞二 議員

問 令和5年度から公立中学校の部活動の指導を地域や民間に移行する方針が示された。部活動に対する認識と移行に係る取り組み等について伺う。



答 教育長答弁
部活動はスポーツ・文科系いずれも学習意欲の向上、責任感や連帯感の涵養、生徒の学びの場として教育的意義は大きく、社会教育との連携を図りながら学校教育の一環として対応すべきと考えて



弟子屈中学校

武山 議員

「不登校」児童生徒の実態と対策について 「大切なのは子供たちとつながること、 重要なのは保護者との関わり」



武山 秀樹 議員

問 近年、小中学校児童生徒の教育環境において、学級崩壊・いじめ・貧困・不登校・ヤングケアラー等、現代の子供たちを取り巻く環境は複雑で精神的にも追い詰められる子供たちが増えている。こうした事例の末端には「不登校」から「ひきこもり」へ発展し、社会から孤立した状況を生み出すと考える。町内においても「不登校」の児童生徒が増えていると聞かすが、教育委員会は不登校児童生徒の実態をどのような把握し対策を講じてきたの

か、所見を伺う。
答 教育長答弁
本町において目安とされる30日以上の長期欠席の児童生徒は、令和元年度19名、令和2年度25名、令和3年度24名であり、今年度4月現在で不登校傾向にある児童生徒は13名である。毎月町内各校の欠席日数を集約し、学校や関係機関が直接児童生徒に会い、家庭や児童生徒の状況の把握に努めている。スクールカウンセラーの積極的な活用、関係機関との情報共有や保護者への支援など連携を密に取りながら対応に当たっている。

であるが、道教委の人材バンクなどと連携し、これまで部活動が果たしてきた役割を今一度認識を新たにし取り進めたい。

大切なのは「つながること」であると考え、児童生徒への支援と共に、保護者との関わりが重要と考える。

武山 議員

町内教員住宅の実情と改善について 「教職員へ住みやすい住環境の 提供に努める」

問

教員が弟子屈町に着任して弟子屈町の教育現場の扱いを最初に感じるの
は、教員住宅の居住レベルと
考える。特に川湯小中学校、
美留和小学校、和琴小学校の
へき地校一般教員住宅におい
ては、耐用年数22年に対し築
年数が28年から30年以上の住
宅が多い。トイレは、汲み取
り式を利用した簡易水洗や汲
み取り式も未だ利用されてい
るのが実態である。居住空間
の提供は雇い主である弟子屈
町の責務と考える。行政は平
成30年3月策定「公共施設等
個別施設管理基本計画」にお
いて教員住宅の戸数削減や民
間住宅の活用を進めるとある
が、現在の実情と課題や今後
の改善策について伺う。

答

教育長答弁

今年度の教員住宅管理
状況は50戸の中で40世帯が入
居し、残る10戸は老朽化が著
しく入居に適さない状態であ
る。トイレに関しては、下水
道接続18戸、浄化槽2戸、簡

易水洗18戸、汲み取り式2戸
となっている。

提供できる教員住宅の戸数
が限られている事や民間住宅
も慢性的に不足しているのが
現状である。一定程度の教員
住宅を確保していく必要がある
と考える。また、簡易水
洗、汲み取り式トイレを浄化
槽による水洗化やユニットバ
ス化も急務であると考える。
教職員へ住みやすい住環境
の提供に努める。



教員住宅

三上 議員

地方創生臨時交付金の活用について 「現状を勘案し、各種の支援を実施」



三上 務 議員

問

政府が4月に総合緊急
対策として「地方創生
臨時交付金」を拡充し「コロナ
禍における原油価格・物価高
騰対応分」が創設され、地方自
治体を実施する生活支援や産
業支援などの取り組みをしつ
かり後押しすることが明記さ
れている。本町では、各担当で
対応策は種々検討されている
と思うが、実情に即した生活
に困窮する方々の生活支援や
子育て世帯の支援、地域交通、
運搬などの維持に向けた経営
支援など、どう対応してい
くのか。

答

町長答弁

新型コロナウイルス感
染症は未だ収束が見通せない
状況だが、ワクチン接種3回
目が6月中旬で終了すること

もあり、感染者も減少傾向に
あると考える。こうした中、
「コロナ禍における原油価格・
物価高騰対応分」として令和
3年分と併せて臨時交付金の
追加配分を決めた。当該交付
金は3月の定例会で補正予算
にて売上減少が深刻な事業者
支援、観光業者へのてしかが
ふるさと割事業、小規模事業
者への経営支援、教育のIC
T環境整備などの事業を実施
してきた。

現在、追加の交付金の対策
を検討しているが、町民や高
齢者への生活支援、旅客運送
事業者支援、子育て世帯への
支援、学校校舎の感染対策、国
が進める自治体業務のデジタ
ル化・DX推進などの実施を
見込んでいく。



議会の動き (3月8日～6月6日)

わたしたちの町議会でしかが

臨時会

- 4月25日 令和4年第2回弟子屈町議会臨時会
- 5月26日 令和4年第3回弟子屈町議会臨時会

議長会関係

- 5月24日 釧路町村議会議長会5月定例会
- 5月29日～31日 全国議長・副議長研修会(東京都)

委員会関係

- 4月7日 議会広報編集特別委員会
- 5月27日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 3月15日 釧路公立大学事務組合議会議案説明
- 3月25日 令和4年第1回釧路公立大学事務組合議会3月定例会
- 6月2日 令和4年第1回釧路北部消防事務組合議会臨時会
- 6月2日 令和4年第1回川上郡衛生処理組合議会臨時会

その他

- 4月1日 辞令交付
- 4月15日 令和4年度摩周湖安全祈願祭
- 4月26日 令和4年度第1回JR釧網本線維持活性化沿線協議会
- 5月10日 原水爆禁止国民平和大行進訪問対応
- 5月16日 釧路地方総合開発促進期成会令和4年度定期総会
- 5月17日 弟子屈町商工会通常総会
- 5月18日 第3回屈斜路湖オープンウォータースイミング大会
実行委員会総会
- 5月26日 川湯保育園建設プロポーザル選考委員会
- 5月28日 自由民主党北海道第7選挙区支部 令和4年度定期大会

●発行／北海道弟子屈町議会

●編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会

委員長 萩原 寛暢 副委員長 大道 賞二 委員 武山 秀樹・三上 務

TEL・FAX 4 8 2 - 2 6 9 5 メール gikai@town.teshikaga.hokkaido.jp